

労働基準関係法令違反に係る公表事案

京都労働局

最終更新日：令和5年1月31日

| 企業・事業場名称 | 所在地 | 公表日 | 違反法条 | 事案概要 | 備考 |
|-----------|------------|----------|------------------------------|---|------------|
| (株)神田組 | 京都府南丹市 | R4.10.21 | 労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第484条 | 立木の伐木作業に従事する労働者に保護帽を着用させなかったもの。 | R4.10.21送検 |
| 福田電機サービス | 奈良県桜井市 | R4.11.11 | 労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条 | 高さ2メートル以上の屋根上で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの。 | R4.11.11送検 |
| 藤本建設(株) | 京都府京田辺市 | R4.11.11 | 労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条 | 4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの | R4.11.11送検 |
| 綾部市高齢者事業団 | 京都府綾部市 | R4.11.25 | 最低賃金法第4条 | 労働者18名に、3か月間の定期賃金合計約67万円を支払わなかったもの。 | R4.11.25送検 |
| 白数織物(有) | 京都府与謝郡与謝野町 | R5.1.12 | 最低賃金法第4条 | 労働者4名に、7か月間の定期賃金合計約235万円を支払わなかったもの。 | R5.1.12送検 |
| 都食堂(株) | 京都市中京区 | R5.1.25 | 最低賃金法第4条 | 労働者22名に、1か月間の定期賃金合計約125万円を支払わなかったもの。 | R5.1.25送検 |